

白井市立図書館資料収集要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白井市立図書館管理運営規則(平成6年教育委員会規則第2号、以下「規則」という。)第2条第1号に規定する事業を円滑に運営するため、白井市立図書館における資料の収集に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 図書館法(昭和25年法律第118号)第3条第1号に定める図書館資料のうち、市民の調査研究や生活向上に資する資料を各分野から収集する。

2 地域の特性や市民の要求に十分配慮して、収集を行う。

3 センター図書室と連絡調整を取りながら、図書館が収集及び分担を行う。

4 近隣の公共図書館、県立図書館、その他の大学図書館等類縁機関の蔵書構成を考慮して収集する。

5 著者の思想的、宗教的、党派的立場等にとらわれることなく、それぞれの観点に立った資料を収集する。ただし、明らかに公序良俗に反する資料は収集しない。

(収集資料の種類)

第3条 収集する資料の種類は次のとおりとする。

(1) 図書(一般図書・参考図書・児童図書・ヤングアダルト図書、洋書)

(2) 逐次刊行物(新聞・雑誌・その他)

(3) 地域・行政資料

(4) 政府刊行物

(5) 視聴覚資料(CD・DVD・その他)

(6) 障害者用資料(点字資料・録音図書・大活字本・その他)

(7) その他(地図・その他)

(収集の資料別方針)

第4条 収集する資料の方針は次のとおりとする。

(1) 図書

ア 一般図書は、実用的、入門的な図書のほか、必要に応じ、専門的な図書まで収集する。

ただし、極めて高度な専門書・学術書、学習参考書・各種試験問題集、及びテキスト類は原則として収集しない。

イ 参考図書は、辞典、事典、年鑑、名鑑、目録、書誌等を収集する。

ウ 児童図書及びヤングアダルト図書は、児童、青少年が読書の楽しみを発見し読書習慣の形成と継続に資する資料を各分野から収集する。ただし、漫画本は原則として収集しない。

エ 洋書は、一般図書、参考図書、児童図書、ヤングアダルト図書の中から必要に応じ収集する。

(2) 逐次刊行物

ア 新聞は、国内発行の全国紙、地方紙、ローカル紙、主な専門紙・機関紙、主な外国発行の全国紙を収集する。

イ 雑誌は、各分野における利用の多い一般雑誌を中心に、児童及び青少年向けのものも含めて収集する。ただし、漫画雑誌は原則として収集しない。

(3) 地域・行政資料

白井市に関するものは資料の形態にかかわらず網羅的に収集し、印旛郡市及び近隣市町村に関するもの、並びに千葉県に関するものは、主なものを収集する。

(4) 政府刊行物

政府諸機関が発行する資料については、主なものを収集する。

(5) 視聴覚資料

ア CDは各分野の代表的作品及び代表的演者の作品を中心に収集する。

イ DVDは利用の多い映画を中心に、音楽や趣味・教養等の分野についても収集する。

(6) 障害者用資料

視覚障害者等の利用に供するため点字資料、録音図書、大活字本等を収集する。

(7) その他

ア 地図は、住宅地図、道路地図、都市地図等の各種地図帳や国土地理院発行の地形図等を収集する。

イ 電話帳は、関東地方の電話帳を収集する。

ウ 新聞縮刷版は、全国紙の縮刷版を収集する。

エ データベースは、調査研究の迅速化・効率化を図るため、オンラインで図書、雑誌、新聞等の書誌検索から個々の記事へ直接アクセスできるものを整備する。

(寄贈資料等の収集)

第5条 規則第17条により、寄贈、寄託を受ける図書館資料については、本綱を適用する。

(収集の手続き)

第6条 収集した資料については、その概要を翌年度当初に開催される図書館協議会で報告する。

(補則)

第7条 この要綱の定めるもののほか、資料収集に関する事項については、図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。